

倉敷市物品購入等競争入札心得

(趣旨)

第1条 本市契約課における物品の購入及び物品の修理並びに印刷物（以下「物品購入等」という。）の競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、倉敷市財務規則（昭和42年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札の基本事項)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、見積用の仕様書、見本及び図面等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の購入については100分の8）に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の購入については108分の100）に相当する金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載すること。ただし、単価による契約の場合は、別に定める。

3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判による。）のうえ、入札執行の日時に指定の場所に提出しなければならない。

4 入札参加者は1業者1人とする。

5 指定の入札開始時間経過後の入札の参加は認めない。

6 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。

7 入札に際し不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することがある。

8 入札書の文字の訂正、加入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。ただし、入札書の合計金額（首標数字）は訂正することができない。

9 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札時に委任状を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印するものと、同一のものでなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 前3項の規定に違反した場合は、指名停止等の処分を行うことがある。

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第154条第3号及び第169条の規定に該当する場合は減免する。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加することのできない者のしたもの
- (2) 委任事項等が明確に記載された委任状を提出しない代理人がしたもの
- (3) 入札書の合計金額（首標数字）を訂正したもの又は必要事項を確認しがたいもの
- (4) 参考品と同等のものであることを証明するための同等品確認書を提出することと

された入札にあつては、当該確認書の提出がないもの

(5) 文字を容易に消字できる筆記用具（鉛筆等）を用いたもの

(6) 前各号のほか、入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反したもの
(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、2回（初度の入札を含め3回）を限度とする。

3 再度の入札をするときは、最初の入札に参加した者に限り参加することができる。

(随意契約)

第11条 前条による再度入札において落札に至らなかった場合は、最低の価格をもって入札した者と予定価格の範囲内で随意契約をすることができる。

(入札経過の公表)

第12条 競争入札に係る入札経過については、インターネット上の市ホームページに掲載するとともに、契約課窓口にて公表するものとする。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、契約書の作成が必要な場合は、契約担当課から交付された契約書（仮契約書を含む。）等に記名押印し、落札決定の日から14日以内に契約担当課に提出しなければならない。

(契約保証金)

第14条 落札者は、前条の契約書等の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決日の前日まで）に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければ

ばならない。ただし，規則第175条に該当する場合は減免する。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第15条 倉敷市の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和42年倉敷市条例第88号）第3条の規定に該当する契約は，議会の議決を得るまでは仮契約とし，議会の議決がなされたとき本契約となる。